

一般財団法人神戸住環境整備公社 公表用設計書情報提供要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人神戸住環境整備公社（以下「当公社」という。）が発注した建設工事の設計書に関する情報提供を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 公表用設計書 当公社が発注した建設工事（神戸市からの受託案件に限る。）の当初契約に係る設計書（積算システムで出力された帳票又はこれと同等の積算内訳書）
- (2) 対象工事 情報提供を申し込もうとする工事案件

(情報提供の実施機関)

第3条 情報提供の実施機関は、当公社総務課とする。

(情報提供の申込み)

第4条 情報提供の申込みに係る手続きは、次によるものとする。

- (1) 申込みは、当公社ホームページ／入札情報／様式等 (<https://www.kobe-rma.or.jp/bid/format/>) にある公表用設計書情報提供申込フォーム（以下「申込フォーム」という。）により行う。申込み後、受付が完了した旨のEメールが届かない場合は、当公社総務課（078-647-9710）まで電話連絡をすること。
- (2) 申込件数は、1回の申込みにつき5件までとする。
- (3) 申込期間は、対象工事の当初契約日から当該契約日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。
- (4) 申込みを受け付けた日から概ね10日以内に、申込フォームに入力したメールアドレスに公表用設計書データ（PDF形式）を送付する。ただし、通信システム障害が発生した場合はこの限りではない。
- (5) 前号の方法により行う情報提供に係る費用については、申込者の負担を求めない。

(その他)

第5条 公表用設計書の閲覧を希望する場合は、当公社の休日を除く日の午前9時から12時まで、もしくは午後1時から5時までの間に直接来庁のうえ、当公社総務課にて閲覧希望の旨を申し出るものとする。この場合において、対象工事の公表用設計書のコピーサービスは行わない。

附 則

この要領は、令和5年11月20日から施行する。